

死亡届をされた方へ

死亡届をされた後、次のような手続きが必要となりますので、該当する方は後日各窓口で手続きをしてください。届出には、次のものがが必要です。

- ◎ 印鑑
- ◎ 個人番号（マイナンバー）記載の書類
- ◎ 振込先（金融機関名・本支店名・名義人・口座番号）
- ◎ その他、下記の一覧表に該当するものをご用意ください。

亡くなられた方が	手続方法及び用意するもの	担 当 課	窓 口
1 世帯主であった方	世帯主変更届をしてください。	市 民 課	⑥～⑧
2 印鑑登録をしていた方	印鑑登録証（カード）をお返してください。	市 民 課	⑥～⑧
3 通知カード・個人番号カードをお持ちの方	返却は必須ではありません。 希望される場合は返却ください。	市 民 課	⑥～⑧
4 国民年金を受給していた方	年金の死亡届（未支給請求）をしてください。国民年金証書をお返してください。	保 険 年 金 課	⑨～⑫
5 国民年金に加入していた方	死亡一時金等の手続きをしてください。年金手帳をお返してください。	保 険 年 金 課	⑨～⑫
6 国民健康保険・後期高齢者医療に加入していた方	○保険証をお返してください。 ○葬祭費の申請をしてください。 ○高額医療費の申請をしてください（該当者）。	保 険 年 金 課	⑨～⑫
7 福祉医療の受給券・助成券をお持ちの方	受給券・助成券をお返してください。	保 険 年 金 課	⑨～⑫
8 児童手当を受給していた方	○認定請求書を提出してください。 （請求者の振込先通帳・保険証等） ○未支払児童手当請求書を提出してください。 （支給対象児童の振込先通帳）	子 ども 支 援 課	本庁2F
9 児童扶養手当を受給していた方	児童扶養手当の届出が必要です。	子 ども 支 援 課	本庁2F
10 介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方	被保険者証・負担割合証・認定証・確認証をお返してください。	介 護 保 険 課	ひまわり館
11 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス受給者証・自立支援医療受給者証をお持ちの方	手帳・受給者証をお返してください。	障 が い 福 祉 課	ひまわり館
12 特別児童扶養手当・特別障害者手当等を受給中の方	各種手当の死亡届を提出してください。	障 が い 福 祉 課	ひまわり館
13 固定資産(税)を所有または代納していた方 住民税(市県民税)・軽自動車税が課税されていた方	相続人代表者指定（変更）届出書を提出してください。 *固定資産の相続登記については、法務局へお問合せください。	税 務 課	⑬～⑯

14 市ナンバーのバイク・農機具等を所有していた方	名義変更または廃車の届出をしてください。廃車の際はナンバープレートを持参してください。 *普通車・軽自動車等の滋賀県ナンバープレートについては、裏面の関係機関にお問合せください。	税 務 課	⑬～⑰
15 税金の支払等について	収納・債権対策課までご相談ください。	収納・債権対策課	⑬～⑭
16 水道料金・下水道使用料の支払等について ※口座振替をご利用されている方は注意してください	使用者・支払者の名義変更届、下水道の使用で地下水をご利用の方は、人数変更届をしてください。	上 下 水 道 課	⑰または水道事業お客様センター
17 市営住宅にお住まいであった方	市営住宅の届出が必要です。詳しくは住宅課にお問い合わせください。	住宅課	安土支所 2階

***死亡届書記載事項証明書（死亡届の写しに市長の証明をしたもの）について**

法令に基づく「特別の事由」でなければ、請求できませんのでご了承ください。証明が必要になった場合は、必ず事前に市民課にお問合せください。なお、死亡届書は提出後一定期間が過ぎると法務局に送付されますので、その後は管轄の法務局へ請求していただくことになります。

***戸籍の請求について**

死亡者の除籍後の謄本・抄本を請求される場合は、届出日から一週間程度お待ちください。

***市役所・支所の各課の電話番号等（市外局番：0748）**

市役所（代表）	33-3111	介護保険課	33-3511
市民課	36-5500	障がい福祉課	FAX 31-2037
	FAX 33-1717		31-3711
保険年金課	36-5501		FAX 31-3738
税務課（市県民税・軽自動車税担当）	36-5505	子ども支援課	36-5562
			FAX 32-6518
（固定資産税担当）	36-5506	住宅課	36-5511
収納・債権対策課	36-5504		FAX 33-1356
	FAX 33-3670	安土町総合支所（代表）	46-3141
水道事業所（お客様センター）	33-1661	安土未来づくり課	46-7206
	FAX 33-1933	（安土町総合支所）	FAX 46-6146

***各関係機関の電話番号**

※ 厚生年金に関すること

草津年金事務所 お客様相談室 077-567-1311

※ 相続登記に関すること

死亡者の名義となっている土地・家屋がある場合、名義変更の手続きが必要となります。

大津地方法務局東近江出張所 0748-22-0494

※ 普通車・軽二輪・小型二輪に関すること

近畿運輸局滋賀運輸支局 050-5540-2064

※ 軽三輪・軽四輪に関すること

軽自動車検査協会滋賀事務所 050-3816-1843

滋賀県近江八幡市役所・安土町総合支所

平成31年4月 1日版